















訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
82	6	をはな <u>さ</u> ずにはいられなくなっていった。	をはな <u>せ</u> なくなっていった。
151	左上  上4	(「子ども <u>(児童)の権利条約</u> 」： <sup>ぼっすい</sup> 抜粋)  「子ども <u>(児童)の権利条約</u> 」です。	(「子ども <u>の権利条約 (児童の権利に関する条約)</u> 」： <sup>ぼっすい</sup> 抜粋)  「子ども <u>の権利条約 (児童の権利に関する条約)</u> 」です。
151		(別紙1参照)	(別紙2参照)
151	下	日本ユニセフ協会「子どもの権利条約カードブック」(2019年版)	<u>出典</u> ：日本ユニセフ協会「子どもの権利条約カードブック」(2019年版)

					
<p>● <b>第三十二条 難民の子</b>          自分の国の政府からの迫害をのがれ、難民となった子どもは、<u>自分の国で守られ、援助を受けなければならない</u>。</p>	<p>● <b>第十二条 意見を表す権利</b>          子どもは、自分に関係のあることについて自由<span style="color:red">に</span>自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。</p>	<p>● <b>第十一条 よその国に連れられない権利</b>          国は、子どもが国の外へ連れ去られたり、自分の国にもとれなくならないようにします。</p>	<p>● <b>第六条 生きる権利・育つ権利</b>          全ての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	<p>● <b>第二条 差別の禁止</b>          全ての子どもは、みんな平等にこの条約のある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心や心に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p>	<p>● <b>第一条 子どもの定義</b>          十八歳になっていない人子どもとします。</p>
					
<p>● <b>第三十八条 戦争からの保護</b>          国は、十五歳にならない子どもを軍隊に参加させてはなりません。また、戦争に巻きこまれた子どもを守るために、可能なことは全てしなければなりません。</p>	<p>● <b>第三十六条 あらゆる強取からの保護</b>          国は、どんな形でも、子どもの幸せをうばつて利益を得るようなことから子どもを守るしなければなりません。</p>	<p>● <b>第三十二条 経済的搾取・有害な労働からの保護</b>          子どもは、無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心や体によくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p>	<p>● <b>第三十一条 休み、遊ぶ権利</b>          子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。</p>	<p>● <b>第二十八条 教育を受ける権利</b>          子どもは、教育を受ける権利をもっています。国は、全ての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスがあたえられなければならない。学校の違いは、子どもの尊厳が守られるという考えから外れるものであってはなりません。</p>	<p>● <b>第二十七条 生活水準の確保</b>          子どもは、心や体の健全な成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どもが暮らしが守れないときは、国も協力します。</p>

 <p>● 第二十条 難民の子ども 自分の国の政府からのはく書をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p>	 <p>● 第二十条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p>	 <p>● 第二十一条 よその国に連れさらられない権利 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくならないようにします。</p>	 <p>● 第六条 生きる権利・育つ権利 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	 <p>● 第二条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちでめいめいかな、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p>	 <p>● 第一条 子どもの定義 十八歳になっていない人を子どもとします。</p>
 <p>● 第三十八条 戦争からの保護 国は、十五歳にならない子どもを軍隊に参加させないようします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p>	 <p>● 第三十六条 あらゆる搾取からの保護 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p>	 <p>● 第三十二条 経済的搾取・有害な労働からの保護 子どもは、もりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p>	 <p>● 第三十一条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。</p>	 <p>● 第二十八条 教育を受ける権利 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。</p>	 <p>● 第二十七条 生活水準の確保 子どもは、心やからだのすくやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どもを守ることができないときは、国も協力します。</p>

訂正箇所 ページ	行	原文	訂正文
53	下 14	<p>中でより強くなりました。少しでもみなさんのお役に立てるよう、<b>気概</b>をもつて、自分の人生を<b>一生懸命</b>に歩きたい。そう考えています。</p>	<p>中でより強くなりました。少しでもみなさんのお役に立てるよう、<b>気概</b>をもつて、自分の人生を<b>一生懸命</b>に歩きたい。そう考えています。</p> <p>出典：『大人の休日倶楽部』会員誌二〇一九年一月号</p>